

3 介護予防・生活支援事業等 及び介護基盤整備について

3. 介護予防・生活支援事業等及び介護基盤整備について

(1) 介護予防・生活支援対策について

今後、介護保険制度の適切な運営に併せ、高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、要介護状態がさらに悪化することができないようにすること（介護予防）や、自立した生活を確保するために必要な支援を行うこと（生活支援）がますます重要な課題である。

また、これら介護予防サービス等がより効率的・効果的に実施されるためには、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、適切な介護予防等のサービスプランが作成されることが重要となる。

このため、平成13年度予算（案）において、「介護予防・生活支援事業」の拡充を図るとともに、在宅介護支援センター運営事業費において「介護予防プラン作成加算」を新たに設けるなどの改善を図ることとしたところである。これらを通じて、要介護状態になるおそれのある高齢者に対する介護予防事業等を適切に実施できるよう支援することとしているので、その重要性を十分認識の上、市町村に対し適切な助言やご指導をお願いしたい。

特に、各市町村において、介護予防事業を適切に実施できるよう、その人材の育成に力を入れていく必要があると考えており、そのため、本事業のメニューの一つとして、「介護予防指導者養成事業」を位置づけたところである。都道府県においては、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

ア 市町村における体制の整備について

(ア) 保健部局と福祉部局との連携、一体的運営

介護予防・生活支援事業を真に効率的・効果的に実施していくためには、保健医療分野の専門性も必要となってくることから、従来より保健部局において取り組まれてきた老人保健事業と本事業との連携を強化するとともに、本事業を保健部局と福祉部局とが一体的に運営するなどの体制を確立していくことが必要である。したがって、各市町村においては、市町村保健センターと基幹型在宅介護支

援センターとを機能的に一体化させることや、特に介護予防事業については市町村保健婦等の保健医療専門職を本事業に確実に関与させる体制を確保すること等についても積極的に検討されたい。

(イ) 在宅介護支援センターと居宅介護支援事業者との連携等

介護予防事業を的確に運営するためには、各市町村において、保健医療分野と福祉分野とが連携して取り組むことと併せ、市町村内の様々な機関・団体等が相談窓口となり、これを通じて高齢者の実態を把握してサービス利用に結びつけていくといった体制を整備することが重要である。そういう観点から、在宅介護支援センターについても、介護予防拠点としての機能を強化し、要介護となるおそれのある高齢者等に対する介護予防等の利用に関する相談等に積極的に努める必要がある。

要介護状態になるおそれのある高齢者等に対しては、市町村や市町村保健センター、在宅介護支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者も適宜参画する地域ケア会議などの場を有効に活用して、高齢者一人一人に対する介護予防サービスの調整等について、どの機関・団体等が受け持っていくのかなども含めた方針の策定を行っていくことが重要である。

そういう中で、要介護認定の結果「非該当」となった高齢者など、介護保険サービスの対象とはならないが要介護状態になるおそれのある方に対し、適切な介護予防サービスを利用できるように支援していく業務については、市町村又はその委託を受けた地域型在宅介護支援センターが主たる担い手となることが考えられる。この場合において、地域型在宅介護支援センターが介護予防プランを作成した場合には、「介護予防プラン作成加算」を行うことができることとしている。

また、「要支援」等であっても、介護予防サービスが有効と認められる方に対する介護予防サービスの調整については、当該者を担当する居宅介護支援事業者と連携を図りながら、地域ケア会議の中で必要なサービス調整等の支援を行っていくことなどが考えられる。この場合においても、基幹型在宅介護支援センター

業務として地域ケア会議を開催し、サービス調整等を行った場合には、必要に応じ、「介護予防プラン作成加算」を行うことができる方向で検討しているところである。

イ 介護予防・生活支援事業について

平成13年度予算（案）においては、「介護予防・生活支援事業」の予算額の増を図るとともに、事業メニューの追加を行い、内容改善を図ることとしている。また、平成13年度より、「家族介護支援特別事業」を本事業に統合し、各地方自治体において補助金が弾力的に執行できるよう配慮することとしているところであるので、より一層の本事業への取り組みをお願いしたい。

なお、平成13年度予算成立日以降に、「介護予防・生活支援事業実施要綱」をお示しすることとなるが、現段階における素案を別紙に掲げているので参照されたい。

〈平成13年度予算（案）における主な改善事項〉

（ア）予算額の増 367億円 → 500億円

（家族介護支援特別事業の100億円を含む）

（イ）メニューの追加等

○ 市町村事業

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 高齢者地域支援体制整備・評価事業
- ・ 介護家族健康教育、介護家族健康相談、機能訓練B型

○ 都道府県事業

- ・ 介護予防指導者養成事業
- ・ 高齢者訪問支援活動推進事業
- ・ 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業
- ・ 高齢者地域支援体制整備・評価事業

〈成年後見制度利用支援事業について〉

本事業は、市町村を実施主体とするものであるが、広報啓発などについては、必ずしも各市町村単独では十分に実施できない場合も想定される。したがって、各都道府県においては、本事業への取り組みを検討している市町村からの要請があった場合には、広域的な見地から、積極的なご協力を願いたい。

ウ 介護予防の人材育成

介護予防事業に対する関心が高まる中で、この事業を推進する専門的な体制の確保・充実が大きな課題となっている。このため、介護予防に関する指導者等専門的な人材を養成し、介護予防事業の効果的・効率的な実施を図ることが求められている。

こうした状況を踏まえ、「介護予防指導者養成事業」として、都道府県が市町村担当者等を対象とする介護予防指導者研修を実施する場合に補助を行うこととしている。

現在、各都道府県における本事業の実施のために必要となるテキストの作成を行っているところであり、年度末までを目途にお示しする予定であるので、その有効活用を図り、本事業への積極的な取り組みをお願いする。

エ 「介護予防・生活支援事業」への組み替え事業について

(ア) 高齢者訪問支援活動推進員養成推進試行的事業について

本事業は、都道府県・指定都市老人クラブ連合会が高齢者自身による高齢者援護の推進を図るため、地域の高齢者を対象にひとり暮らし高齢者等の援護活動に従事する人材（いわゆるシニアヘルパー）を育成するための養成研修を行ってきたところであるが、地域における訪問活動のより一層の推進を図るため、新たに、従来のシニアヘルパーの養成事業に加え、シニアヘルパーを講師として活用し、今後訪問支援活動に取り組もうとしている高齢者等に対する外出・介助援助等の講習までを一体的に実施できる「高齢者訪問支援活動推進事業」として組替計上

し、都道府県・指定都市において積極的な事業展開を図れるようにしたものである。

事業内容の詳細については、別途実施要綱でお示しする予定であるが、本事業は都道府県・指定都市老人クラブ連合会が従来行っていた、在宅高齢者に対する訪問活動事業等のリーダー養成などの事業をもとに新たに構築したことから、事業の実施に当たっては都道府県・指定都市老人クラブ連合会を中心となって事業展開ができるよう御配慮願いたい。

また、介護予防・生活支援事業の市町村事業である「高齢者等の生活支援事業」の中には、配食サービス事業や外出支援サービスなど、老人クラブにおいても事業を受託することが可能なものもあるので、事業実施に当たっては、老人クラブの活用を積極的に考慮されるよう特段の御配慮を願いたい。

(イ) 介護実習・普及センター事業について

介護実習・普及センター事業に対する補助金については、平成13年度予算（案）において、人件費については一般財源化をすることとし、事業費については「高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業」として「介護予防・生活支援事業」の「都道府県・指定都市事業」へ組替計上したものである。

事業の詳細については、別途、実施要綱でお示しする予定であるが、当該「高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業」の概要について、以下に記述したので参考とされたい。

なお、本事業の実施にあたっては、介護実習・普及センターの活用を図り、事業の円滑な実施に向けた積極的な取組みを願いたい。

(事業概要)

高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業（事業の組み替え）

① 高齢者生活支援のための意識啓発事業

広く県民を対象として、高齢者の介護についての意識啓発、高齢者の生

活についての情報提供等のほか高齢者の介護や生活支援に関する基礎知識を習得するための講習会等の実施。

② 高齢者介護に関する知識・技術習得講習会実施事業

現に高齢者を介護している家族等を対象として、福祉用具の使用方法等実技を取り入れた身体介護に関する講習やモデルルーム等を活用しながら高齢者の転倒防止等に関する講習等の実施

オ 在宅介護支援センター運営事業について

介護保険制度が施行され、指定居宅介護支援事業所が運営されていることにかんがみ、各市町村においては、今後の在宅介護支援センターの運営委託に当たり、特に介護予防に力点をおき、高齢者が要支援、要介護の状態にならないような施策を展開し、住民の意識を変革していくことを念頭に進めていくことが求められる。

このことが、高齢者の生活の質の維持向上につながるものであり、結果として、介護保険財政の健全化にも資するものとなることを十分念頭におく必要がある。

そこで、平成13年度予算（案）においては、介護予防プランの作成に要する経費を計上するなど、介護予防拠点としての機能の拡充を図ることとしているので、各都道府県においては、その趣旨を踏まえ、今後の市町村における事業展開に対するご指導、ご支援をお願いしたい。

〈平成13年度予算（案）における主な改善事項〉

○ 補助基準単価の改善

（ア）基幹型

- ・通常型 14,985千円
- ・小規模型 9,678千円
- ・ケアプラン作成指導事業加算【新規】 年額 300千円

(イ) 地域型

- ・基本事業 2,890千円
 - ・実態把握加算 1件あたり 2,700円
 - ・福祉用具展示紹介業務加算 796千円
 - ・介護予防プラン作成加算【新規】 1件あたり 2,000円
 - ・痴呆相談事業加算【新規】 1件あたり 30,000円
(痴呆高齢者の介護を含む家族介護の方法等の相談、家族介護サービスの利用に関する相談、痴呆研修、痴呆予防教室の開催)
 - ・住宅改修プラン・福祉用具購入プラン(意見書)作成加算【新規】
1件あたり 2,000円
 - ・介護予防教室、転倒骨折予防教室加算【新規】 1回あたり 30,000円
 - ・サービスマップ作成事業、適正契約普及事業加算【新規】
- 年額 1,700千円

※ 基幹型における「ケアプラン作成指導事業加算」、地域型における「サービスマップ作成事業、適正契約普及事業加算」については、「介護サービス適正実施指導事業」の委託を、地域型における「介護予防教室、転倒骨折予防教室加算」については、「介護予防・生活支援事業」の委託を、別途、市町村から受け、その補助金を活用して実施。

別紙

介護予防・生活支援事業実施要綱（新規事業部分の素案）

別記（事業内容）

1 市町村事業

(1) 一略

(2) 介護予防・生きがい活動支援事業

ア～ウ 一略

エ 運営

市町村は、本事業の運営に当たっては、1の(1)のエの①から⑤に準じて行うこととするほか、次に留意するものとする。

① 市町村は、特に、保健センター及び基幹型在宅介護支援センターを有効に活用し、保健担当部局と福祉担当部局とが一体となって本事業の運営に当たるものとする。

② 従来、老人保健事業において実施してきた「機能訓練事業（B型）」については、本事業の中で、一体的に実施するものとする。

オ 実施事業

(ア) 介護予防事業

高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業。

① 事業内容

a～d 一略

e その他事業

その他介護予防に資する教室等であつて厚生労働大臣が必要と認めるものを開催する事業

② 事業実施に当たっての留意点 一略

(イ)～(オ) 一略

(3)～(6) 一略

(7) 成年後見制度利用支援事業

ア 事業の趣旨

介護保険制度の利用等の観点から、痴呆性高齢者等にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

イ 事業内容

(ア) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会の開催
- ③ 高齢者やその家族に対する相談会の開催
- ④ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介
- ⑤ その他成年後見制度の利用促進に資する事業

(イ) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

① 対象者

次のいずれにも該当する者

- a. 介護保険サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者等
- b. 市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第14条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
- c. 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

(8) 高齢者地域支援体制整備・評価事業 一検討中一

2 都道府県・指定都市事業

(1) ~ (2) 一略一

(3) 介護予防指導者養成事業

ア 事業の趣旨

市町村における介護予防事業の適切かつ効果的な推進を図るため、その具体的な進め方や手法に関する研修を実施し、もって、介護予防に関する専門性を有する指導者の養成を図るものである。

イ 事業内容

都道府県において、市町村の介護予防事業に関わる者（保健婦、OT・PT、運動療法指導担当者、ヘルパー等介護担当者、相談援助業務担当者等）を対象とした養成研修を実施する。

(4) 高齢者訪問支援活動推進事業 一検討中一

(5) 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業 一検討中一

(6) 高齢者地域支援体制整備・評価事業 一検討中一

3 一略一

(注) 「家族介護支援特別事業」に位置づけられるメニューにはここでは触れていない。